

E i w a N e w s

役員給与の減額について

平成 21 年 3 月
(No. 044)

先日、平成 21 年度予算案および税制改正関連法案など 4 法案が衆院で可決され、予算案の年度内成立が確定しました。

なお、税制改正関連法案につきましては、参院での採決状況によっては、成立が 4 月以降にずれこむ可能性がありますので、今後の動向が注目されます。

さて、昨年からの深刻な不況の影響により、役員給与の減額を検討せざるを得ない会社もありますが、具体的にどのようなケースが法人税法上認められる役員給与の減額に該当するのか、実務上不明確でした。

しかし、昨年末に国税庁より発表された“役員給与に関する Q & A”の中で、その具体例が示されましたので、ご紹介いたします。

【定期同額給与の改定】

法人税法上損金の額に算入することができる役員給与は、**定期同額給与**、**事前確定届出給与**及び**一定の利益連動給与**に限られています。

このうち**定期同額給与**とは、毎月の支給額が同額の給与をいいますが、次のような場合には改定が認められています。

- ① 事業年度開始の日から 3 ヶ月以内にされた改定
- ② 役員の職制上の地位の変更、職務内容の重大な変更、その他これらに類するやむを得ない事情によりされた改定
- ③ 経営状況が著しく悪化したこと、その他これに類する理由 (**業績悪化改定事由**) によりされた減額改定

つまり、事業年度開始の日から 3 ヶ月以内に行われる定時株主総会時の報酬改定以外の改定は、一定の事由がなければ、税務上、問題が生じてしまいます。

業績悪化改定事由につきましては、法人税法基本通達で、「法人の**一時的な資金繰りの都合**や、単に**業績目標値に達しなかったこと**などはこれに**含まれない**」と規定されています。

【業績悪化改定事由の例示（役員給与に関するQ&Aより）】

次のような場合の減額改定が、業績悪化改定事由による改定として例示されています。

- ① 株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ② 取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ③ 業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合

①は、株主が不特定多数の上場会社や、非上場会社でも株主と経営者が別の者であるような会社が前提で考えられます。したがって、株主≒経営者であるような同族会社等の場合には、減額せざるを得ない客観的かつ具体的な状況説明が求められますので、注意が必要です。

②は、借入金のリスケジュール協議内での話ですので限定的ですが、この他にも、金融機関から、このままの状況では融資できないなどという条件提示があり、融資を受けないと中長期的に資金繰りが滞ってしまう場合等も考えられます。

③は、利害関係者の信用維持・確保のための経営改善計画ですので、中長期的な改善計画を作成することはもちろん、利害関係者への開示に応じられるものでなくてはなりません。

上記の事例の共通点は、第三者である利害関係者との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情があるところです。

第三者である利害関係者との関係における役員給与の減額は、客観性があり、恣意性はないと考えられますので、業績悪化改定事由としての大きなポイントになります。

なお、業績悪化改定事由に該当する減額であっても、一時的な減額（2～3ヶ月後に元に戻すというような場合）は、認められません。

具体的に、役員給与の減額を考えている場合や、本件につきましてご不明な点がございましたら、弊事務所の担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。